

## 第7章 環境影響の総合的な評価

## 第7章 環境影響の総合的な評価

本事業は、現処分場が、残余容量は残りわずかとなりつつあり、県内に設置されている民間による産業廃棄物最終処分場も、東日本大震災後の復旧及び復興事業で発生した災害廃棄物の一部を受け入れたことで、これら民間の産業廃棄物最終処分場の残余容量も減少していることから、今後も県内の産業廃棄物を安定的に処理し、環境負荷の少ない経済活動を持続させる必要があるため、産業廃棄物の適正処理と経済活動の発展及び災害廃棄物の受け皿確保を目的に、現処分場に代わる新処分場を整備するものである。

具体には現在操業中の土砂採取場の跡地を利用してることで、既に開発された現況地形を活用でき、周辺生態系への影響が少なく、近傍に住居や文化財等がないため、周辺地域の生活環境や文化・歴史への影響が少ないといった理由から、黒川郡大和町の採砂場を対象事業実施区域とした。

本事業の実施が環境に及ぼす影響の評価については、「本事業による環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されていること」及び「国又は地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって、選定した項目の環境要素に関して基準又は目標が定められている場合には、当該基準又は目標と予測結果との間に整合が図られていること」の観点から実施した。

最終処分場の設置の工事の実施、最終処分場の存在及び廃棄物の埋立ての選定項目毎の環境影響評価の概要是、第5章 環境影響の結果に示すとおりである。総合評価としては、各種の環境保全のための措置を講じることにより、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減しており、国又は地方公共団体が定めている環境基準及び環境維持目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではなく、本事業は適正なものであると判断する。

※下線部は、準備書要約書からの変更箇所を示す。